

間伐などの造林補助金※¹ 交付の翌年度から 5年以内に森林を伐採や転用した場合、 補助金返還※² となるので注意してください

- 間伐などに造林補助金を活用して事業を行った森林は、事業完了後5年以内（事業により10年等の場合あり）の森林以外の用途への転用又は森林の伐採が制限されています。
- 鳥取県内では、工事等に伴う転用等が近年急増しており、関係者が連携し、未然防止を図ることが必要となっています。
- 造林補助金を受けた森林が、工事計画地や伐採範囲に含まれる可能性がある場合、速やかに当該地域を所管する下記の県林務担当機関まで連絡をお願いします。

※1: 造林事業や合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策などの森林の造林、保育、間伐及びこれに必要な作業路網の整備等に係る補助金をここでは総称して「造林補助金」と記載しています。

※2: 公共工事や災害などやむを得ない理由で転用等を行う場合は、補助金返還を免除することができる場合がありますが、原則、国等の承認を予め得る必要があります。



問い合わせ先

※森林の所在市町村に応じて、以下の県林務担当機関にお問い合わせください。

- 鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
⇒東部農林事務所八頭事務所農林業振興課 0858-72-3831
- 倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
⇒中部総合事務所農林局林業振興課 0858-23-3182
- 米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町
⇒西部総合事務所農林局農林業振興課林業振興室 0859-31-9678
- 日南町、日野町、江府町
⇒西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課 0859-72-2006
- 森林所有者が公益財団法人鳥取県造林公社の場合
⇒県庁農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課 0857-26-7305